

平成 30 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
 代表者名 代表取締役社長 白岩直人
 (東証・コード：7172)
 問合せ先 取締役管理本部長 杉本健
 (TEL. 03-6804-6805)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、「金融を通じて社会に貢献する企業でありつづける」を経営理念に掲げ、オペレーティング・リース事業、環境エネルギー事業及びパーツアウト・コンバージョン事業を中心とした金融ソリューション事業を主な事業として展開しております。

オペレーティング・リース事業においては、主に航空機及び船舶を対象とするオペレーティング・リースを当社の完全子会社である J P リースプロダクツ&サービスズ株式会社（以下、JLPS といいます。）が組成し、主に海上輸送用コンテナを対象とするオペレーティング・リースを JLPS 及び当社の完全子会社であるフィンスパイア株式会社が組成し、それぞれ当該リース事業開始時の匿名組合出資金（匿名組合契約に基づく権利）を投資家に販売しております。JLPS におけるオペレーティング・リース事業では、リース開始時までにはリース物件購入代金等の必要資金を投資家からの匿名組合出資金及び金融機関からの借入金により調達する必要がありますが、匿名組合出資金につきましては、将来、投資家へ販売（地位譲渡）することを前提に、JLPS が一時的に立替資金を拠出する場合があります。そのため、当該オペレーティング・リース事業の組成を確実ならしめるためには、上記の立替資金の調達が不可欠であります。

環境エネルギー事業につきましては、発電施設建設のためのソーラーパネル等の部品の購入資金や設置工事資金、当該発電施設に関する売電する権利の購入資金を当社が一時的に立て替え、完工間近に当社グループの非連結子会社が当社から購入し売電事業を開始致します。環境エネルギー事業の拡大のためには、案件取得に直結する上記の立て替えに要する資金の調達が不可欠であります。

また、航空機を対象としたパーツアウト・コンバージョン事業は、パーツアウト事業（退役航空機の機体を解体し、その各部品を在庫管理し、整備会社、リース会社、航空会社へ販売する事業）及びコンバージョン事業（機齢の経った旅客機を輸送機等に改造しリサイクルする事業）から構成され、リース期間終了時の航空機を有効活用することで、その残存価値を高めるものであります。同事業は、当社の完全子会社である J P O 第 1 号株式会社が当社の持分法適用関連会社である Vallair Capital SAS 社との取引を通じて行っており、航空機のライフサイクルのトータルマネジメントを行える観点から、航空機のオペレーティング・リースに係るポートフォリオ管理体制が強化できます。今後同事業を拡大していくためには、機体や部品の購入資金及び機体の改造費用の拡充が必要であります。

今般の調達資金は、当社グループの収益計上の柱と位置づけているオペレーティング・リース事業及び環境エネルギー事業における上記の一時的な立替資金並びにパーツアウト・コンバージョン事業における機体や部品の購入及び機体の改造費用の資金に充当する予定です。オペレーティング・リース事業及びパーツアウト・コンバージョン事業については、それぞれ JLPS 及び J P O 第 1 号株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

への融資を通じて充当する予定です。

当社は、本資金調達により、当社グループの連結自己資本比率の改善、当社株式の流動性の向上に加え、当社グループの財務基盤の強化を通じて借入による資金調達能力を拡大することで、増加する資金需要に対応し、更なる業績の拡大を目指してまいります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,350,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年5月28日（月）から平成30年5月31日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、エース証券株式会社及びひろぎん証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年6月4日（月）から平成30年6月7日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- | | |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 350,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終的な売出株式数は、一般募集における需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人 | 大和証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 大和証券株式会社が、一般募集における需要状況等を勘案した上で、350,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 一般募集における申込期間と同一の日とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- | | |
|---|--|
| (1) 募 集 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 350,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。 |
| (3) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金 の 額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割 当 先 | 大和証券株式会社 |
| (5) 申 込 期 日 | 平成 30 年 6 月 26 日（火） |
| (6) 払 込 期 日 | 平成 30 年 6 月 27 日（水） |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、350,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成30年5月18日（金）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式350,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成30年6月27日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年6月22日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	27,332,600株	(平成30年5月18日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	2,350,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	29,682,600株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	350,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	30,032,600株	(注)

(注) 前記<ご参考>1. に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限13,593,920,000円について、以下の通り充当する予定であります。支出時期については、それぞれ平成31年3月末までを予定しております。

①環境エネルギー事業

環境エネルギー事業は、太陽光やバイオマスという再生可能エネルギーを利用した発電施設を建設し全国の電力会社に売電する事業であります。同事業については、発電事業のみを対象とすることを目的とした当社グループの非連結子会社が行うこととしていますが、当該非連結子会社における売電事業の開始にあたり、発電施設建設のためのソーラーパネルや同ソーラーパネルの架台等の部品の購入資金及び設置工事資金並びに当該発電施設に関する売電する権利の購入資金として、当社が一時的に立て替えることとし、上記調達資金のうち2,000,000,000円を当該購入資金及び設置工事資金として充当する予定であります。

なお、当社が完工する当該発電施設については、当該非連結子会社が、金融機関からの借入金と投資家からの匿名組合出資金にて調達した資金により、完工間近に当社から購入し売電事業を開始いたします。当該匿名組合出資金の資金調達にあたっては、JLPSが当該非連結子会社の匿名組合出資持分につき、私募形式で投資家を募集いたします。

②パーツアウト・コンバージョン事業

パーツアウト・コンバージョン事業は、パーツアウト事業とコンバージョン事業とで構成されております。パーツアウト事業とは、退役航空機の機体を解体し、その各部品を在庫管理し、整備会社、リース会社及び航空会社へ販売する事業であり、コンバージョン事業とは、機齢の経った旅客機を輸送機等に改造しリサイクルする事業であります。

上記調達資金のうち3,000,000,000円は、当社の完全子会社であるJPO第1号株式会社に対する融資資金に充当する予定であります。JPO第1号株式会社は、当社からの融資資金を、パーツアウト事業としての機体や部品の購入資金及びコンバージョン事業としての機体や部品の購入資金及び機体の改造費用に充当する予定であります。なお、同社は、上記の機体や部品の購入及び機体の改造の委託については、当社の持分法適用関連会社であるVallair Capital SAS社との取引を通じて行う予定です。

③オペレーティング・リース事業

オペレーティング・リース事業は、JLPSが匿名組合事業の営業者である非連結子会社を通じて投資家からの出資金と金融機関からの借入金によって資金調達を行い、航空機、コンテナ等を購入したうえで航空会社、船会社等へリースを行う事業であります。投資家からの出資金は匿名組合出資金にて調達をいたしますが、匿名組合出資金につきましても、将来、投資家へ販売（地位譲渡）することを前提に、JLPSが一時的に立替資金を拠出いたします。

上記調達資金から上記「①環境エネルギー事業」及び「②パーツアウト・コンバージョン事業」に充当する金額を除いた残額については、JLPSが一時的に拠出する立替資金のための融資資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することで、当社グループの事業の拡大並びに財務基盤の強化及び自己資本比率の向上につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重要視しており、配当政策についても重要な経営課題のひとつとして認識しております。剰余金の配当につきましては財務基盤の拡充や業績向上への人的投資とのバランスを考慮しながら、業績と連動した配当の実施を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は設立以来、業績向上のための人的投資や財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を控えておりましたが、業績が好調に推移したことから、平成28年12月期から配当を実施しております。

また当社は、会社法第454条第5項に規定される中間配当をすることができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える商品開発、営業体制を強化し、有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり連結当期純利益	34.48円	59.08円	107.12円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	0.00円 (0.00円)	10.00円 (4.00円)	12.00円 (6.00円)
実績連結配当性向	—	8.5%	8.4%
自己資本連結当期純利益率	46.3%	32.1%	26.0%
連結純資産配当率	—	2.7%	2.2%

(注) 1. 当社は、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しており、平成29年12月期の1株当たり中間配当金6円については株式分割前、期末配当金6円については株式分割後の金額です。したがって、株式分割前から1株所有している場合の1株当たりの年間配当金は18円相当であり、株式分割後換算の年間配当金は9円相当です。

3. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

4. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。上記の株式分割が平成27年12月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金を使用しております。なお、平成27年12月期における実績連結配当性向は、無配のため記載しておりません。

5. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益（又は連結当期純利益）を自己資本（非支配株主持分（又は少数株主持分）及び新株予約権控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。

6. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。上記の株式分割が平成27年12月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金および1株当たり連結純資産を使用しております。なお、平成27年12月期における連結純資産配当率は、無配のため記載しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(30,032,600株)に対する下記の交付株式残数合計の比率は5.44%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

新株予約権(ストックオプション)の付与状況(平成30年5月18日現在)

決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	行使期間
平成26年2月27日	664,000株	125円	自平成28年7月1日 至平成35年11月30日
平成28年8月18日	663,600株	1,431円	自平成30年4月1日 至平成35年9月1日
平成30年3月15日	304,700株	4,600円	自平成31年4月1日 至平成37年3月31日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成28年4月25日	3,004,631千円	1,880,288千円	1,822,299千円
平成28年5月25日	332,407千円	2,046,492千円	1,988,502千円
平成29年7月25日	4,298,371千円	4,210,533千円	4,152,563千円
平成29年8月23日	644,755千円	4,532,931千円	4,474,941千円

(注) 1. 平成28年4月25日を払込期日とするエクイティ・ファイナンスは、有償一般募集によるものです。

2. 平成28年5月25日を払込期日とするエクイティ・ファイナンスは、上記(注)1.の有償一般募集に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した主幹事会社を割当先とする第三者割当によるものです。

3. 平成29年7月25日を払込期日とするエクイティ・ファイナンスは、有償一般募集によるものです。

4. 平成29年8月23日を払込期日とするエクイティ・ファイナンスは、上記(注)3.の有償一般募集に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した主幹事会社を割当先とする第三者割当によるものです。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
始 値	1,875円	1,831円	3,660円	3,260円
高 値	2,300円	4,310円	5,460円 □3,305円	6,360円
安 値	885円	1,550円	3,330円 □2,434円	3,140円
終 値	1,831円	3,590円	3,155円	6,180円
株価収益率(連結)	26.55倍	30.39倍	29.45倍	—

(注) 1. 平成30年12月期の株価については、平成30年5月17日現在で表示しております。

2. 平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。□印は、株式分割による権利落後の株価を示しております。

3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、平成30年12月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である白岩直人及び株式会社こうどうホールディングスは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行並びに組織再編又は資本業務提携に伴う、平成30年5月18日現在保有している自己株式の処分（ただし、当該自己株式の処分数が、一般募集における払込期日前日の最終の当社発行済株式総数に引受人の買取引受けの対象株式の数を加えた合計の1%未満である場合に限る。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。